

令和 6 年度日立市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

令和 6 年度日立市下水道事業会計未処分利益剰余金について、下記のとおり処分するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

未処分利益剰余金処分額	1 5 0 , 0 4 9 , 7 1 4 円
減債積立金	4 , 5 0 8 , 1 8 7 円
資本金	1 4 5 , 5 4 1 , 5 2 7 円

（提案説明）

未処分利益剰余金を処分するに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参 考

未処分利益剰余金の処分の内訳等

(単位 円)

未処分利益剰余金	処 分 額		未処分額 (繰越利益剰余金)
	減債積立金	資本金	
150,049,714	4,508,187	145,541,527	—
	150,049,714		